

東大和市税条例の一部を改正する条例

東大和市税条例（昭和26年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第31条の7第1項中「若しくは金銭（市の区域内に事務所又は事業所を有する法人、団体又は個人に対して支出する金銭に限る。）」を削り、同項第9号を次のように改める。

（9）所得税法第78条第2項第4号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

第47条の3中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

付則第4条の2を削る。

付則第10条の2第26項中「市町村」を「市」に改め、同項を同条第28項とし、同条中第23項から第25項までを2項ずつ繰り下げ、第22項を第23項とし、同項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は、2分の1とする。

付則第10条の2中第21項を第22項とし、第14項から第20項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、7分の6とする。

付則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

第18条の12を第18条の13とし、第18条の11を第18条の12とし、第

18条の10の次に次の1条を加える。

(法附則第15条第38項の条例で定める割合)

第18条の11 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の3の改正規定 令和7年4月1日

(2) 第31条の7第1項の改正規定及び付則第4条の2を削る改正規定並びに次条の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第2号に掲げる規定による改正後の東大和市税条例第31条の7第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の東大和市税条例(次項及び次条において「新条例」という。)付則第10条の2第14項の規定は、令和6年4月1日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。次項及び次条において「新法」という。)附則第15条第25項第2号に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例付則第10条の2第24項の規定は、令和6年4月1日以後に整備された新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 新条例付則第18条の11の規定は、令和6年4月1日以後に整備された新法附則第15条第38項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用する。